役員候補者選出に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規則は、日本水産工学会(以下、「本会」という。)の定款第 5 条から第 10 条 の規定に基づき、役員候補者の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者の選出方法)

第 2 条 理事及び監事の候補者は、正会員による選挙により、改選の年の3月末日までに選出する。

(役員の欠員補充)

- 第3条役員に欠員を生じ理事会が補欠の必要を認めたときは、原則として正会員の選挙により役員候補者を選出することができる。補欠のために選出した役員候補者は その直後の総会での議決を経て役員となる。
 - 2 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員候補者選出の業務)

- 第 4 条 役員候補者の選出にかかわる業務は総務委員会で担当する。
 - 2 選挙は、次期役員侯補者として、理事会が予め本人の承諾を得て指名した侯補者、およびその他の正会員の中から所定の投票用紙を用いて、無記名連記により行う。

(役員候補者等の選挙権ならびに被選挙権)

- 第 5 条 役員候補者に選挙される者は,正会員でなければならない。
 - 2 役員候補者を選挙する者は、学会の正会員でなければならない。

(選挙及び選挙結果の告示)

- 第 6 条 選挙に関する告示は、原則として学会ホームページによって行う。
 - 2 開票の結果についての告示は、原則として学会ホームページに掲載する。

(投票)

- 第 7 条 役員候補者の選挙は、総務委員会が別途定める投票用紙もしくはオンラインシステムを用いて行う。投票方法は、総務委員会が事前に案内する。
 - 2 投票は無記名とする。
 - 3 投票用紙を用いる場合は所定の用紙を使用することとし、投票は原則として郵

送によるものとする。

- 4 次の投票は無効とする。
- (1) 所定の方法を用いないもの。
- (2) 所定の人員数を越えた候補者を記入したもの。
- (3) 氏名のほか、余事を記載したもの。ただし、その者の地位又は敬称を記載したものはこの限りでない。

(開票)

- 第 8 条 開票は、総務委員会が行う。
 - 2 総務委員会は、開票結果に基づき、役員候補者名簿を作成する。
 - 3 選出する役員候補者は、定款第20条1項に定められた定数(理事候補者は10名以上15名以内、監事2名以内)とする。原則としてそれぞれ得票数の多い者から順に候補者名簿に登載する。なお、得票数が同じであるときは、得票数が同数の場合は、年長の順で決定する。
 - 4 理事候補者と監事候補者についてはそれぞれに、その配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係がある者、あるいは他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに順ずる相互に密接な関係にある者が、各候補者合計数の3分の1を超えないように、役員候補者名簿に登載する。

(選挙結果の報告)

第 9 条 総務委員会は、選挙の経過ならびに役員候補者名簿を会長に報告する。

(役員候補者名簿登載の通知)

- 第10条 会長は、前条の報告により役員候補者名簿への登載者にその旨を通知する。
 - 2 役員候補者名簿登載者がその登載の辞退を申し出た場合は次点者を繰り上げる。
 - 3 選挙結果が第8条3項の候補者に満たない場合には、理事会が候補者を推薦できるものとする。

(役員の選任)

第 11 条 役員候補者は、定款第 12 条及び第 21 条に従い、改選の年の総会の議を経て役員に 選任されるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2023年6月24日から施行する。